第６章　軽自動車税

軽自動車税は種別割と環境性能割から構成され、環境性能割は当分の間、市に代わって千葉県が賦課徴収します。

１　軽自動車税（種別割）

詳しくはこちらへ

種別割の年税額は、市役所が送付する納税通知書にて通知されます。納付方法についてはP45 を参照してください。

納税義務者

毎年４月１日現在、主たる定置場が船橋市内にある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、被けん引自動車、軽三輪及び軽四輪（これらを総称して「軽自動車等」といいます。）の所有者です（所有権留保付割賦販売の場合は、買主を所有者とみなします）。

手続場所

区　　分	提　　出　　先
原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用含む）	船橋市役所税務部市民税課、各出張所及び船橋駅前総合窓口センター（取り扱いは平日 9 時～17 時） 船橋市湊町 2-10-25　（☎ 047-436-2203）
二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下） 二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）	習志野自動車検査登録事務所（運輸支局） 船橋市習志野台 8-57-1　（☎ 050-5540-2024）
三輪の軽自動車 四輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所　習志野支所 八千代市緑が丘西 8-10-1　（☎ 050-3816-3115）

グリーン化特例（重課）

初度検査を受けた月から起算し、13年を経過した翌年度から重課税額になります。

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

グリーン化特例（軽課）

グリーン化特例（軽課）とは排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）の税率を軽減する特例措置です。本特例措置は令和 5 年度税制改正により、適用される税率に応じて 3 年間または 2 年間延長されます。

軽自動車税(種別割)の税率(令和７年度(2025 年度))

<table>
<tr><th>車　種</th><th colspan="6">内　燃　機　関　の　場　合　の　区　分</th><th colspan="3">年税額
(2025 年度)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td colspan="6">・総排気量 50cc 以下(定格出力 0.6kW 以下)
・2 輪のもので総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下
※特定小型原動機付自転車を含む</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">2 輪のもので総排気量 50cc 超 90cc 以下
(定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下)
※最高出力 4.0kW 以下のものを除く</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">2 輪のもので総排気量 90cc 超 125cc 以下
(定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下)
※最高出力 4.0kW 以下のものを除く</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">ミニカーのもの(3 輪以上)で総排気量 20cc 超 50cc 以下
(定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下)
※特定小型原動機付自転車を除く</td><td colspan="3">3,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">軽自動車</td><td colspan="6">2 輪のもの(側車付のものを含む)で
総排気量 125cc 超 250cc 以下</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">被けん引自動車(ボートトレーラーなど)</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td>右記以外</td><td>2015 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車</td><td>初年度登録が 2012 年 3 月以前の車両(重課税額)</td></tr>
<tr><td colspan="6">3 輪のもので総排気量 660cc 以下のもの</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">4 輪以上のもので総排気量 660cc 以下のもの</td><td colspan="2" rowspan="2">乗　　用</td><td>営 業 用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr>
<tr><td>自 家 用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">貨 物 用</td><td>営 業 用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr>
<tr><td>自 家 用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型特殊自動車</td><td></td><td>長さ(m)</td><td>幅(m)</td><td>高さ(m)</td><td>最高速度(km/h)</td><td>総排気量(リットル)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農耕作業用のもの</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>35 未満</td><td>制限なし</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td>その他(フォークリフト等)</td><td>4.70 以下</td><td>1.70 以下</td><td>2.80 以下</td><td>15 以下</td><td>制限なし</td><td colspan="3">5,900 円</td></tr>
<tr><td>2 輪の小型自動車</td><td colspan="6">総排気量 250cc を超えるもの(側車付のものを含む)</td><td colspan="3">6,000 円</td></tr>
</table>

２　軽自動車税（環境性能割）

詳しくはこちらへ

三輪、四輪以上の軽自動車で新車中古車問わず取得価額が 50 万円を超える車両が対象です。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告・納付してください。

第７章　市たばこ税

詳しくはこちらへ

市たばこ税は、製造たばこの製造者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「製造たばこ」に対して課せられるものです。

納める人(納税義務者)

・製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)
・特定販売業者(輸入業者)
・卸売販売業者

税率

売渡し本数1,000本につき6,552円　(令和7年(2025年)4月1日現在)

納税の方法

製造たばこの製造者などが毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売り渡したたばこの本数に対し税額を算出し、申告納付します。

たばこの購入は市内で

同じ銘柄のたばこならどこで買っても価格は同じですが、市内でたばこを購入した場合、たばこ販売代金に含まれる税金のうち、たばこ１本につき約6.6円が本市の税収となります。市たばこ税は、本市の貴重な財源として使われることとなります。

小売定価580円1箱20本入りたばこに占めるたばこ税などの額

(令和7年(2025年)4月1日現在)

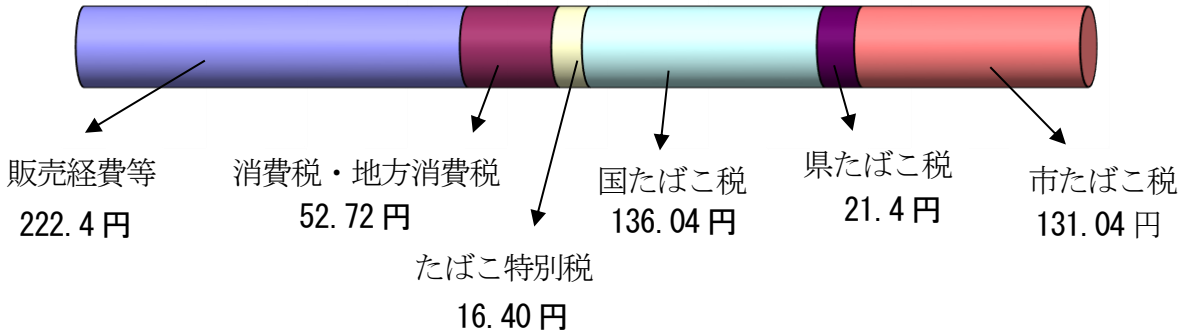

※喫煙の際は、定められた喫煙場所で、周りの人の迷惑にならないよう、細心の注意を払ってください。

第８章　特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機を抑制し地価の安定を図るとともに、宅地の供給を促進することを目的とした税で、一定規模以上の土地の所有又は取得に対して課されるものです。

平成 15 年 1 月 1 日以降は、税制改正により課税停止となりましたので新たな課税はありませんが、徴収猶予中の対象者の納税義務が免除されるものではありませんので、猶予満了時までに確認申請（又は延長申請）が必要です。

第９章　入湯税

詳しくはこちらへ

入湯税は、環境衛生施設、消防施設などに要する費用にあてるため、鉱泉（温泉）浴場に入湯される方にかかる目的税です。

納める人(納税義務者)

鉱泉（温泉）浴場における入湯客に対してかかります。

税率

1. 宿泊した入湯客は、1 人 1 泊につき、150 円
2. 日帰りの入湯客は、1 人につき、100 円

納税の方法

鉱泉（温泉）浴場の経営者（特別徴収義務者）が入湯客から料金と一緒に税金を徴収します。特別徴収義務者は 1 か月分をまとめて翌月 15 日までに申告し、納付します。

課税免除

1. 年齢 12 歳未満の方。
2. 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する方。
3. その他市長が公益上の理由により必要があると認める方。

第１０章　事業所税

詳しくはこちらへ

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてるため、市内に所在する事業所等に対して負担を求める目的税です。

納める人(納税義務者)

市内に所在する事業所等（事業所、店舗、工場など）で事業を行う法人又は個人

課税標準

●資産割　　課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積

●従業者割　　課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額

※　課税標準の算定期間　　法人｛事業年度
　　個人｛1 月 1 日から 12 月 31 日まで

※　市内のすべての事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額を合算して課税されます。

税率

●資産割　　事業所床面積 1 ㎡につき 600 円

●従業者割　　従業者給与総額の 0.25／100

免税点

●資産割　　事業所床面積 1,000 ㎡以下

●従業者割　　従業者 100 人以下

納税方法

税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付します。

eLTAX を利用したオンラインでの納付が可能です。詳しくは地方税ポータルシステムのウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

申告納付期限

・法人　　事業年度終了の日から 2 か月以内

・個人　　翌年 3 月 15 日まで

非課税･課税標準の特例

●非課税

国・公共法人、公益法人等が収益事業以外の事業に使っている施設、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、農林漁業・中小企業・福利厚生・防災関係施設で一定のものは、非課税とされています。

●課税標準の特例

協同組合などが本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業に使用する倉庫などで一定のものは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。

その他の申告義務

●事業所税額がない場合の申告

次のような場合には、納付すべき事業所税額がない場合でも申告期限までに申告書を提出してください。

① 前事業年度又は前年に税額があった場合

② 事業所床面積が 800 ㎡を超える場合

③ 従業者数が 80 人を超える場合

●事業所用家屋の貸付けの申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている法人又は個人は、貸付けを行った日から 1 か月以内に、事業所用家屋の貸付けに関する申告書を市民税課に提出してください。